



議案参考資料
令和3年9月定例会

議第85号	宮津市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	区分	計画				
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和3年3月末で「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(新法)が制定されたことから、引き続き過疎制度による財政措置等を活用し、住民の交通手段の確保など過疎地域の持続的発展と住民の生活条件の維持向上等を図るため、新たに「宮津市過疎地域持続的発展計画」を策定するもの。</p> <p>◆提案の概要 ○計画期間：令和3年度から令和7年度まで ○計画内容：旧法に基づき策定した「宮津市過疎地域自立促進計画(平成28年度～令和2年度)」をもとに、以下を踏まえて策定 ・京都府過疎地域持続的発展方針(令和3年9月策定) ・第7次宮津市総合計画</p> <p>◆提案の根拠法令 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項(過疎地域持続的発展市町村計画) 第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>H22.4 過疎地域自立促進特別措置法改正に基づき、宮津市が新たに過疎地域となる。 H22.9 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H22～H27) H28.3 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H28～R2) R3.3 過疎地域自立促進特別措置法が時限立法の期限を迎える。 R3.4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行 R3.8～9 計画素案(庁内作成)に対するパブリックコメントの実施 R3.9 京都府過疎地域持続的発展方針策定 R3.9 京都府知事に協議・同意(法定)</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】 本計画に基づき、各事業等を実施することで、地域の持続的発展を図る。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】 ○宮津市以外の府北部過疎地域市町 ・福知山市(旧三和町、旧夜久野町、旧大江町) ・京丹後市 ・伊根町 ・与謝野町</p>					
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	担当課・係	添付資料
重点プロジェクト	—						
テーマ別戦略	—						
		企画課 企画政策係(45-1664)					

議案参考資料
令和3年9月定例会

議第86号	財産の無償譲渡について	区分	その他
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市ブロードバンド施設は、本市が整備し、平成23年1月から西日本電信電話株式会社とのIRU契約によりサービス提供をしてきたが、施設の貸付期間の満了を踏まえ、将来を見据えて民間へ移行しようとするもの。同施設は、国の交付金事業で整備しており、有償にすると交付金返還が生じること、また、将来の施設維持経費などの軽減が図られることから、無償譲渡とするもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>○譲渡の目的 民間事業者がサービス開始等の手続を一括して行うことによる市民へのブロードバンドインターネットサービスの提供の迅速化及び市の将来の財政負担の軽減を図るため。</p> <p>○譲渡の財産 宮津市ブロードバンド施設整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び附帯設備</p> <p>○譲渡の相手方 西日本電信電話株式会社京都支店 株式会社オプテージ(※) 日本放送協会京都放送局(※) ※一束化の解消に伴うつり線のみ</p> <p>○譲渡の時期 議決日以降で、契約で定める日(令和4年1月を予定)</p> <p>◆提案の根拠法令 地方自治法第96条第1項第6号 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度 由良、吉津(文珠地区を除く)、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷地区に光ファイバ網を整備 ・H23.1から、西日本電信電話株式会社との間でIRU契約(施設貸付・サービス提供に係る契約)を締結し、ブロードバンドインターネットサービスの提供を開始 ・H30春よりIRU設備譲渡に向けた協議を開始 ・R2.5に総務省が「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を制定 	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略</p>		<p>【市民参加の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況(R3.3末現在のサービス加入件数) 1,206件 	
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の維持・更新等に係る費用の軽減 <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 109,010千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>担当課・係 企画課 定住・地域振興係 (45-1607)</p> <p>添付資料</p>	